

## 税金について楽しく学ぼう【私は滞納者ではありません！】

納税相談の際、よくお聞きする言葉です。

ほんの1日、納付が遅れただけで滞納したって言うんですか？



私には、「納付する意思」があるんだから、滞納者ではない！  
私に、納税を知らせる文書を送ったのか？  
1回も見えていないぞ、そちらの職務怠慢ではないか！



相談に行ったら「滞納税額を確認します」って言われた…  
「滞納」なんて言葉を使って失礼じゃない？  
気分が悪いから、もうあなたと話したくないわっ



これは、納税課の日常です。

「市民に滞納なんて言葉を使うのはどうなの？」と思われるでしょうか？

それとも、「納期限を守っていないから仕方がないのかなぁ…」と思われるでしょうか？



少しだけ、税金についてお話をします。

### ① 「ほんの数日遅れただけなのに…」

→ 「つい、うっかり」や「納めたつもりだったのに…」というミスや勘違いをしてしまうことは誰にでもあり、『私だけは絶対はない！』とは残念ながら言い切れません。

**「トホホ…やってしまった～🙄」が、何度か続いたら…！**

自動で引き落とせる口座振替が便利です。ぜひご検討ください。

## ② 「納税を知らせる文書」

→ 当初納付書や督促状など、納税に関する文書を「受け取っていない」「届いていないものを納められる訳がない」と言われる方が多くいらっしゃいます。

**ですが**、法令は、郵便で書類を発送した場合には、「通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する」と定めています。【書類の送達：地方税法第20条第4項】

**つまり**、納税課が発送した滞納処分に関する文書は、納税課に返戻がない限り「届いたものと推定できる決まり」になっているのです。

### \*\*\*お願い\*\*\*

「いつも、この時期に届いている納付書が届いていない」や「納付書を紛失したようだ」という場合は、まあいいか…と放置せず、早めにお問い合わせください。



## ③ 「滞納」と言われて気分が悪い！

→ **滞納なんて絶対したくない**と、思われている方が、

- つい、うっかり
- なぜか文書を見ていなかった
- 知らなかっただけ
- 納める意思はあった

**だから、私は滞納なんてしていない！**…とはならないのです。

「税金はきちんと納めたい！」と強く思っているも、定められた納期限を1日でも過ぎると、その税金は「滞納税」と呼ばれるようになります。

(第1話の「納税課の日常」でも少しお話しています)

「滞納してしまった」「滞納って言われた」というイヤな思いをしないよう、

ご自身の税金は、ご自身での納付管理をお願いいたします。

